電子的診療情報連携体制加算およびベースアップ評価料についてのお知らせ

1. 電子的診療情報連携体制加算 2 について

当院では、医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、より質の高い医療サービスを提供するため、以下の体制を整備・運用しております。

【オンライン資格確認等の運用】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証（マイナンバーカード）の利用を推進しております。

診察室等において、患者様の同意のもと、オンライン資格確認システム等を通じて取得した診療情報（受診履歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を閲覧・活用して診療を行っております。

【マイナポータル情報を活用した健康相談】

マイナポータルに記録された医療・健康情報を活用し、患者様からの健康管理や服薬に関するご相談に応じる体制を整えております。

【医療情報システムおよびサイバーセキュリティ対策】

厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した医療情報管理体制を整備しております。

専任の医療情報システム安全管理責任者を配置し、定期的な職員研修を実施するとともに、バックアップデータの複数世代管理（オフライン保管含む）や事業継続計画（BCP）の策定・訓練を通じて、サイバー攻撃や災害時にも診療体制を継続できるよう安全対策を実施しております。

【明細書の発行】

医療の透明化および患者様への情報提供を推進する観点から、領収証の発行時に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で交付しております。

2. ベースアップ評価料について

当院では、医療従事者の賃金改善を通じて、質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制を維持するため、以下のベースアップ評価料を算定しております。

- 外来・在宅ベースアップ評価料 1
- 入院ベースアップ評価料 172

本評価料は、医療従事者の処遇改善（賃金の引上げ）を目的として設けられたものであり、当院においても、対象となる職員の賃金改善に充てております。

今後も、医療従事者の働く環境の改善と、患者様に安心して医療を受けていただける体制の維持・向上に努めてまいります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

院長